

平成29年度第2回新宿区総合教育会議

平成29年11月17日

新宿区

平成29年度第2回新宿区総合教育会議会議録

日 時 平成29年11月17日(金)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時26分

場 所 新宿区役所本庁舎6階第2委員会室

出席者

区 長 吉 住 健 一

新宿区教育委員会

教 育 長 酒 井 敏 男 教育長職務代理者 羽 原 清 雅

委 員 今 野 雅 裕 委 員 古 笛 恵 子

委 員 菊 田 史 子 委 員 星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長 針 谷 弘 志 次 長 山 田 秀 之

企 画 政 策 課 長 菅 野 秀 昭 総 務 課 長 高 木 信 之

教 育 調 整 課 長 齊 藤 正 之 教 育 指 導 課 長 長 田 和 義

学 校 運 営 課 長 菊 島 茂 雄 教 育 支 援 課 波 多 江 誠
統 括 指 導 主 事

中 央 図 書 館 長 藤 牧 功 太 郎

書記

総 務 課 総 務 係 柳 本 貴 志 教 育 調 整 課 係 高 橋 和 孝

- 1 開 会
- 2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について
- 3 閉会

◎ 定足数の確認

○総務課長 それでは、ちょうど時間となりましたので、早速始めさせていただきたいと思えます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

事務局の総務課長の高木でございます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、今回は教育委員会委員の就任がございましたので、御紹介をさせていただきます。

菊池俊之前教育長職務代理者が10月16日付で教育委員会委員の任期満了に伴いまして御退任されました。10月17日付で星野洋委員が新宿区教育委員会委員に就任されました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、菊池俊之前教育長職務代理者の御退任に伴い、羽原清雅委員が教育長職務代理者に就任されました。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議の定足数を確認いたします。

会議の成立には、区長と当会議を構成する委員6名の半数3名以上の出席を必要といたしますが、本日は区長と全員の委員の方に御出席いただきでございます。新宿区総合教育会議運営要綱第2条第3項の規定に基づきまして、本日の会議は成立していますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

この後の議事の進行につきましては、次第に沿って区長が進めてまいります。

区長、よろしくお願い申し上げます。

◎ 開 会

○区長 教育委員の皆様におかれましては、日ごろから教育行政に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

前回の第1回総合教育会議では、今後、10年間を見据えた子どもの育ちを観点として意見交換を行いました。

本日は、前回の議論を踏まえて、教育委員会の皆様と教育課題の共有を図り、新宿区の子どもの育ちについて議論を深めたいと思えます。

それでは、平成29年度第2回新宿区総合教育会議を開会いたします。

まず、新宿区総合教育会議運営要綱第6条に基づき、本日の議事録署名人を1名選出したいと思いをします。

本日の議事録署名人については、羽原教育長職務代理者をお願いしたいと思いをしますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

○区長 ありがとうございます。それでは、本日の署名人は、羽原教育長職務代理者をお願いいたします。

よろしくお願いをいたします。

◎ 議 題

2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について

○区長 続きまして、次第の2、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について」に入っていきたいと思いをします。

前回会議では、今後10間を見据えた子どもの育ちを観点として、多くの大人の関与による子どもの育成、英語教育の充実、子どもと向き合える環境づくりなど、幾つかの論点で意見交換を行わせていただきました。

今回の意見交換に際して、教育委員会として御意見はございますでしょうか。

○羽原教育長職務代理者 教育委員会としても、本日は前回に引き続き、今後10年間を見据えた子どもの育ちを観点として、区長と意見交換を行わせていただきたいと思いをします。

また、今年度は、区長部局は総合計画及び第一次実行計画の策定、教育委員会は教育ビジョンの策定に向けた取り組みを進めているところです。

教育委員会では、教育ビジョンの策定に向けた取り組みを進める中で、前回議論した論点を深めてまいりました。

そうしたことから、今回は、「地域協働学校の運営支援体制について」、「外国籍・ひとり親・困窮・障害・学力などについて」、「学校における法律専門家による支援体制について」、「教員の英語力について」、「教員の労働環境の改善策について」の5つのテーマを論点として意見交換を行いたいと考えております。

○区長 ありがとうございます。

教育ビジョンの策定の中で深まった論点について、教育委員会の皆様との議論を通して課題を共有したいと思います。

それでは、今回は御提案のありました「地域協働学校の運営支援体制について」を初めとした5つのテーマを論点として議論を進めていきたいと思いますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

[異議なしの発言]

○区長 ありがとうございます。

御異議ないようですので、それではまず、1つ目のテーマ、「地域協働学校の運営支援体制について」、教育委員の皆様のお意見、お考えをお伺いしたいと思います。

御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○今野委員 新宿区では、今年度から全ての小・中学校が地域協働学校となりました。このことは東京都全体で見てもとても進んでいるといえます。

こうした地域との連携・協働について、文部科学省では、教育課程そのものについて大胆な表現がされていますけれども、「社会に開かれた教育課程」にするということが掲げられています。

中身としては、地域の方と一緒にあって学校教育の目標を共有する、運営に当たっては職員と地域が一体となる、学校評価や改善も一緒に行っていくという考え方に立っています。

そして、学校の体制についても、これまでは教職員だけで運営していたものを、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の方たちや地域の方々を含めたチームとして学校運営を行っていくという考え方が示されています。

新宿区の教育大綱でも、第一に、「子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現」が掲げられており、国と同じ方向性が示されています。

前回の総合教育会議でも、新宿スタイルの地域連携・協働を進めていきたいという議論をしたかと思います。

こうした点を踏まえて、教育ビジョンの素案では、学校運営協議会への活動支援とともに、小・中連携型地域協働学校や学校運営協議会と地域との連絡会をそれぞれ区内の1地区で本格実施するという、学校と地域との結びつきを組織的に確固たるものにしていくことを掲げ、地域との連携・協働のさらなる推進に向けて政策的な姿勢を明らかにしております。

地域との連携・協働をすることには幾つかの効果があるといわれています。

例えば、教員だけでは行うことができない多様で有意義な教育活動を地域の支援で行うことができるということです。

杉並区の学校では「朝先生」と呼ばれる取り組みをして、出勤前に大人が授業に参加して、仕事のことや社会のことを子どもたちに話すということが行われているそうです。また、子どもたちも教員や保護者以外の多様な大人との人間関係をつくることができるということがあります。子ども同士や教員とは異なる地域の方々との関係が子どもたちの経験を支えてくれるとのことです。そして、学校活動に参加する大人の市民性を高めることができるという研究結果も出てきております。主体的に考えて取り組む力、コミュニケーション能力、協働していこうという意識といった資質が学校を支援することで高まるといったプラスの効果があるようです。

最後に、地域協働学校の運営がうまく行われている学校では、地域の方々に外部との連携や調整、校内での活動の一部を肩代わりしてもらえるなど、いろいろな面で助けていただけるので、教員の業務の軽減に大いに役立っているとのことです。現在、喫緊の課題となっている教員の負担軽減という点からも、地域との協働を進めていくことが非常に大事だと思います。

こうした地域協働学校の取り組みを進めていくためには、学校や地域の方々が自発的で自覚的にやろうと思ってくれることが大切です。

学校と地域との連携・協働の活動が実効性のあるものとして継続されていくためには、地域と学校の理解のもと、無理なく、双方がよかったなと思える取り組みにしていくことが重要になります。

とはいえ、全てを地域と学校でということも難しいかと思しますので、教育委員会も適切に支援を行っていく必要があります。

現在は、地域協働学校運営協議会には担当課長や係長、職員が同席をし、さまざまなアドバイス等を行うことで学校の負担軽減を図っていますが、活動が活発になればなるほど支援を求められることが多くなってきます。

教育委員会事務局の負担が増えてきている状況で、効果的で効率的な運営を支えていくためには、執行体制を含め、支援の機能を充実させることが大切になってきます。

そういった点では、新宿区は各小・中学校に熱心なスクールコーディネーターの方々がいる、学校と地域を結びつけたさまざまな活動が行えるよう頑張ってください。こうしたスクールコーディネーターの研修体制の充実も地域協働学校の取り組みを進めていく上

で必要なことだと考えています。

教員に聞きますと、新しいことを行うのは学校の活動に時間的な余裕もないことなどから大変な面があるということです。しかし、いろいろな活動によって、子どもたちが目を輝かせ、変わっていく様子を目の当たりにすると、大変でもやらなければという気持ちが湧いてくるそうです。そうした意欲のある教員が地域との協働のよさを実感できるような仕組みづくりができればと思っております。

○区長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

○菊田委員 私は、地域協働学校運営協議会の委員として参画しており、年に1回行われる事例発表を中心とする地域協働学校の研修会にもこの3年ほど参加しておりますので、地域協働学校に参画する側から見た現状についてお話をしたいと思います。

地域協働学校は、各学校の教育目標を実現するために、学校を中心としたコミュニティーをつくり、学校教育に寄与していこうという考え方に立ち、育成会や地区協議会とは視点が異なる新しい組織です。新学習指導要領にも地域と学校との協働が明記されており、ぜひ、機能させていきたいと思っています。

新宿区の現状ですが、今年度から全区立小・中学校が地域協働学校となった状況ですので、正直、制度の定着に向けた取り組みの最中といった印象を持っています。

新しい組織をつくって活動していくためには、それなりの労力や時間を割かなければなりません。また、地域協働学校は、東京都全体で見ても、平成29年4月1日現在で導入率が区市町村で28.6%といった状況ですので、地域協働学校での勤務経験のある教員はそう多くないと思っています。

こうした中で学校長は、教員に地域協働学校の意義や目的を理解してもらうことや、教員に負担をかけずに運営していく方法などを課題として捉えているようです。

また、協力する地域の方々にとっては、地域協働学校の目的や意義が十分に伝わっていないければ、地域の会議が年間10回か、それ以上増えるという印象を受けてしまうのではないかと思います。

次期教育ビジョンでは、地域協働学校運営協議会への活動支援を掲げています。その中で、学校に協力をしたいと考えていらっしゃる方に地域協働学校の目的や意義をしっかりと伝えていくことが大切です。また、学校の職員を初めとする運営スタッフへの研修会や情報の共有について、そのあり方を検討していくことも活動の支援として必要だと考えています。

こうしたことも踏まえ、学校と地域が安心して協働を進めていける環境をつくるためには、教育委員会が積極的に地域とかかわり、地域と一緒に地域協働学校について考えていく体制の充実・整備が必要だと考えています。

「子どもたちがすばらしい体験や経験をすることができた」、「地域の方々が学校教育に参画し、やりがいを感じた」、「学校が負担を軽減しながらさまざまな教育活動ができた」というように、参加する3者がそれぞれ達成感や充実感を得られ、そして、協働学校が子どもを囲む地域コミュニティの中心となるような仕組みづくりが求められます。

○区長 ありがとうございます。

そのほか、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原教育長職務代理者 この問題に関連して、1つだけ触れさせてください。

地域協働学校についての新宿区の調査では、この試みを「知らない」と答えた人が七、八割に上る、と言います。そのことで一つの提案です。

この制度を知ってもらい、どのような活動をしているのか、どのような成果が出ているのかといった基本的な土台を築くことが非常に重要だと思います。

一部の動きやすい人たちだけではなく、参加できなくても、こうした仕組みが学校を支えている、ということを知っている人がより多くなることで、この試みの発展につながると思います。

ただ、礼賛するだけではなく、多くの人たちの理解を得やすくし、活動しやすくすることが地域の活性化にもつながると思います。

学校自体、地域自体のアピールも必要ですが、教育委員会や区としても、ごく簡単な地域協働学校の説明書なりパンフなりを作り、町内会などを通じて配布できないものでしょうか。

あるいは、この試みは各学校の地域の特性・環境によっても、その活動内容には独自性、個別の取り組みがあるので、大きなサンプルのもとで、学校、あるいは地域ごとの活動状況を組み込むなど、工夫があってしかるべきと思います。

まだまだ実態としては定着したとは言えず、発展途上といったところで、ぜひ、より多くの人に知ってもらい、可能なら参加の道を広げていったほうがよろしいかと思っております。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

地域協働学校につきまして、教育長のお考えもお伺いしたいと思います。

○酒井教育長 新宿区の地域協働学校では、教育委員会としてこれが地域協働学校だという決

まった形の運営を求めているのではなく、地域と学校がそれぞれの地域に合わせた運営について考えていただき、やれる範囲での活動をしていただいています。そのため、運営当初には何から始めるのかといったところからスタートするので、非常に労力が要る部分があります。

教育委員会としては、そうした部分について、地域協働学校の活動を支えていく体制を整えていかなければ、地域の方々も安心して活動ができないと思っています。

そうした部分に対しては、先行する学校の経験や成果のあった取り組みを横の連携として伝えていく仕組みづくりを、教育委員会として行っていきたいと考えています。

例えば、朝遊びの活動などは、子どもたちが地域の大人たちとの関係をつくることができ、参加している大人同士も顔なじみになる。そして、朝遊びを地域の方々がしてくれる間に、教員は違う校務をすることができ、負担軽減にもつながります。

こうしたよい取り組みについて、教育委員会として情報を発信して、それぞれの学校や地域に合った形で取り入れてもらえればよいと考えています。

せっかくの機会ですので、現在の地域協働学校での取り組みについて、一部になりますけれども、事務局から御紹介をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○区長 では、事務局から紹介をお願いします。

○教育支援課統括指導主事 地域協働学校における支援活動の事例を、2つほど御紹介させていただきます。

まず、小学校における活動例ですが、早稲田小学校では学校運営協議会内に早稲田学支援という支援部を設け、家庭科の授業で行うミシンがけの指導補助や、総合的な学習の時間に行う、まち探検の付き添いなど、地域の方や保護者の協力によるさまざまな授業補助を行っています。教員に加えて、地域の方々や保護者など、多くの大人が授業に入り、それぞれの経験や技能を生かして教育活動に御協力いただくことにより、児童一人ひとりに対してより効果的な指導が実現するとともに、児童と地域の方々との交流の機会ともなっています。

次に、中学校における活動例ですが、牛込第三中学校では、3年生の進路指導で集団面接の練習を行うときに、面接官の役として地域の方に御協力をいただいています。経験豊かな地域の方に面接指導を行っていただくことにより、生徒に対して多角的な視点で指導することができることに加え、生徒にとっては日ごろ接する機会の少ない、多くの大人の方々からさまざまなお話をお伺いすることができる貴重な機会となっています。

ただいま御紹介させていただいた事例のほかにも、それぞれの学校では学校の特色や地域

性を生かしたさまざまな学校支援活動が行われています。

このような活動により、子どもたちの学びの環境が豊かになるのはもちろんのこと、活動を通して地域の方々と子どもたちの顔の見える関係づくりが進み、コミュニティーの活性化につながることを期待されています。

○酒井教育長 今、御紹介したような取り組みについて、機会を捉えて各学校に発信していきたいと考えています。

また、地域ぐるみで子どもたちの一貫した成長を支えるといった観点から、小学校と中学校との連携も新しい課題だと考えています。

教育ビジョンの素案では、平成32年度末までに小・中連携型地域協働学校の本格実施を1地区で行うことを目標に掲げています。

先ほど、今野委員からも御発言がありましたが、小・中連携型地域協働学校の取り組みを進める中では、中学生の社会参加・社会性の育成として小学校とのかかわりで活躍できる場を設けられないかと考えています。

中学生が社会参加をする機会を設けることはとても大事なことです。学校の授業として行うというよりも、地域の方にプロデュースしてもらおうといった形のほうが、より地域とのかかわりを大切に思う気持ちを養えるのではないかと考えています。

地域協働学校は大変ではないかといった見方は、PTA活動と似ていると思っています。PTA活動もそうですが、地域協働学校の取り組みも、いざ参加すると楽しいといった声も聞かれている部分もあります。

教育委員会としても、各学校がその特性を生かし、少しでも多くの方々が参加したいと思える運営が行えるよう、しっかりと支援をしていきたいと考えています。

○区長 ほかに、このテーマにつきまして御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

ここまで「地域協働学校の運営支援体制について」御意見をいただいております。

全校において地域協働学校が指定されたことにより、それぞれの地域が持つ特色を生かし、子どもたちの育みを支援する仕組みがこれまでよりも強化されたものと思っております。

また、教育長から御紹介があったように、新宿版地域協働学校の次のステージである小・中連携型地域協働学校の実施により、一層、学校と地域とのかかわりが強くなるとも考えています。

新たな仕組みをつくることにより、地域力の可能性が膨らむ反面、組織運営などにおける課題への取り組みなどについての御意見も交わされましたが、地域の皆さんの協力を得て、

今後の新宿版地域協働学校の姿が地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支える仕組みとなるよう期待したいと思います。

認知度につきまして御意見もございました。これは学校の関係者だけが知っていればいいということではありませんので、区としましても、こういった形で周知ができるのかは工夫をしていきたいと思っています。

それでは次に、「外国籍・ひとり親・困窮・障害・学力などについて」、教育委員の皆様
の御意見、お考えをお伺いしたいと思います。

御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原教育長職務代理者 新宿区には、ほかの自治体同様に、あるいは、それ以上に重くひとり親家庭や外国籍家庭、障害と取り組む子どもたち、といった多くの問題を抱えています。また、貧困のために将来にわたって社会人としての活動までも制約せざるを得ないといった課題もあります。以前の総合教育会議でも取り上げられた課題ですが、そう簡単に打開できることではありませんので、繰り返し提起していきたいと考えます。

区の教育委員会としてできることは、まず、義務教育の段階からですが、課題は既に生まれた時点から発生していますので、幼少の時期から継続して対処していかなければなりません。そこに教育と福祉の連携、むしろ、ある部分では一体化が求められます。

今回の教育ビジョンの素案には、「外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実」や、「家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備」を、取り組みの方向性として掲げています。

具体的には、学習言語の不足によって学習活動に支障が生じている外国籍等の児童・生徒を対象に学習指導に取り組み、進学を支援し、さらに学習内容の習得が十分でなかったり、学習意欲・学習習慣に課題があったりする子どもたちに対して、放課後等の学習支援ができる態勢をとるなどして基礎学力の定着を図っていきます。

国では、教育の無償化の議論がされていますが、高校や大学に進学した場合に、そこで学べるだけの基本的な力が身につけていることがまず前提になるでしょう。教育委員会としては、義務教育の段階で身につけておくべき学力が定着するよう取り組んでいきたいと考えています。

しかしながら、課題を抱える子どもやその家庭について対応したくても、個人情報が入手できにくかったり、家庭サイドで十分理解されなかったりして、その実態の把握ができず、最初から投げてしまうようなことになりかねません。

そうしたことにならないよう、福祉と教育を一体的に運用して教育と福祉の境目を重ね合わせる事が大切です。教育行政と区長部局の連携を図りながら、一定水準に至りにくい子どもたちをいかに把握し、適切な支援をし、学力向上につなげていくか。ある程度の体制を整備し、継続的に対応していくことが重要だと思っています。

義務教育の段階で子どもたちの将来の道や可能性を断ったり、その結果、後々に反社会的な言動を招いたりすることがあってはならないし、その配慮や手だてに問題があってはなりません。

また、外国籍の子どもたちが長く日本で生きていく一方で、やはり民族の誇りといったものは大切です。彼らが日本を学ぶだけではなく、彼らからその祖国の状況・文化・風俗習慣などを教えてもらい、ともに視野をグローバルに広げられるような交流的授業の工夫がもっと必要でしょう。相互の信頼、理解度の拡大、そこに島国である日本の本当の国際化が始まります。

母国とのかかわりを切ることができない以上、彼らが成人したあとに、日本で受けた教育はよかった、差別もなく温かく見守り、育ててくれたと言ってもらえるような大きな生活と教育の環境をつくらなければならないと思っています。

○区長 ありがとうございます。

ほかに、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○菊田委員 新学習指導要領では、外国籍の方や家庭環境、障害など、さまざまな背景をもつ子どもたちが、同じ教室の中で学んでいくために必要な対応をしていかなければならないといった考えが盛り込まれています。

新宿区においては、こうした新学習指導要領の考えが打ち出される以前から、普通学級への介助員の配置や外国籍の保護者への周知文書の翻訳といった支援策を実施していただき、非常にありがたいことだと思っています。大きな意味でのインクルーシブ教育が進み、在籍する子どもたちが年々多様化してきている状況もありますので、こうした取り組みについて、今後も引き続き御支援をいただけるようお願いしたいと思っています。

こうした取り組みを初めとして、教育委員会にとどまらず、新宿区では実にさまざまな支援の施策が行われています。支援の施策があること自体を子育て世代が知る機会がないといった次世代育成協議会での議論もありましたので、今年度初めのPTA研修会では、新宿区の実施する子ども施策について行政説明を行ったところでもあります。また、地域でも課題を抱える御家庭への支援を進めるべく活動されている団体もあります。

P T AやN P Oにできるこうした取り組みが新たなコミュニティーをつくり、家庭が地域とつながり、そこが子どもたちにとって家庭だけでは学べないマナーや社会性を身につける場となれば、それはそれで大事な取り組みになっていくと思います。

しかしながら、経済的に苦しい御家庭や虐待などへの支援はナイーブな問題でもありますので、P T AやN P Oではそのことを前面に押し出しながら進めてはいかれない部分もあります。結果として、本当に支援を必要とする御家庭に支援が届かないといった課題も残ります。

こうした課題については、前回の総合教育会議でもお話ししましたが、学校での気づきをしっかり拾い上げ、スクールソーシャルワーカー等を活用して、いかに関係機関につなげていくのかということを考えていかなければならないと思っています。教育委員会としては、教員や専門知識をもつ職員の連携が一層図られるよう研修や働きかけを行うことで、少しでも多くの家庭や子ども支援につなげられるよう、引き続き努めていきたいと思っています。

○区長 ありがとうございます。

ほかに、発言はございませんでしょうか。

こうした新たな課題に教育委員会が非常に果敢に取り組んでいただいていることは、大変心強いことだと思います。

それでは次の項目に移らせていただきます。「学校における法律専門家による支援体制について」、教育委員の皆様のお意見、お考えをお伺いしたいと思います。

この点について、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○古笛委員 前回の総合教育会議では、学校が抱えるトラブルが年々、複雑化・多様化しているという観点で議論をしたかと思います。

そうした議論を踏まえ、教育委員会では、「学校の法律相談体制の整備」を教育ビジョン素案の個別事業に位置づけ、今後の体制整備について検討を進めているところです。

こうした体制の整備に合わせて、弁護士に相談することが大変なことだという学校の意識を変えていければと思っています。

少し前に、高校生が教員に暴行を働き、警察に逮捕されたという事件について、その是非についての議論がありました。その議論の中では、学校で起きたことに法律が関与することについてマイナスのイメージが語られていたと思います。しかし、法律が関与して解決すること、決してマイナスのものではありません。

学校と児童・生徒、保護者との関係については、道徳的、社会常識的な考えを基盤としな

がら対応していきますが、その最終的な解決策として法律があります。

こうした観点から、学校も法律の根拠に基づいて対応しているという意識を持つ必要があると思っています。そして、法律で困ったときに弁護士が何らかの関与ができればと考えています。

最近、弁護士の間でも学校問題についてもっとかかわっていければといった議論もされています。

東京弁護士会では、裁判外の紛争解決手続として学校問題ADRというものができていて、学校と保護者とのトラブルを弁護士が仲介役になり解決しようという仕組みが、組織としてでき上がっている状況です。

今後は学校でのトラブルに弁護士がかかわることがふえることはあっても減ることはないので、学校としてもそうした動きを知った上で対応を考えていく必要があります。

学校では校長先生を初めとして弁護士に相談をするということのハードルが高いように思われますが、実はそれほど構えるものではありません。保護者に出す文書の法的な視点での内容確認など、具体的な相談をしてもらえればと思います。

企業などでは、個人情報保護法の改正などについて、顧問弁護士に対してメールでの問い合わせがどんどん来るような状況です。学校も困ったときには弁護士に相談するということがすぐに思い浮かぶようになればと思います。

トラブルが小さいうちに相談をしてもらえれば、トラブルが大きくなって、第三者委員会として弁護士がかかわるといった事態にならずに済むかもしれません。

教職員が安心して児童・生徒等への指導に専念できるよう、もっと弁護士の敷居を低くして、現場の課題にかかわれる支援体制をつくっていければと思っています。

○区長 ありがとうございます。

ほかに、御発言のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○星野委員 法律専門家による支援体制ということですが、医師会にも顧問弁護士がいてまして診療所からの相談等にも対応しておりますので、学校にも弁護士による支援体制があってもいいのではないかと考えます。

日ごろの医療活動でも契約など法律に関連したことをしなければならないことがありますので、そうしたときに、わからないことや困ったことがあった際に、事前に専門家に相談するということが、安心して物事を進めることができます。

医師という職業は医療に関する知識を最新のものにしていくことを優先して行う必要があ

りますので、法律など専門外について学ぶ時間が十分にとれません。こうしたことは教員にも当てはまるのではないのでしょうか。教員もよりよい指導をするための研さんは日常行っていると思いますが、法律の運用など、専門外の分野まで追い切れないと思います。

学校で子どもが体調不良になったときには医師に診察してもらうのと同じように、法的判断が必要な場面であれば、すぐに法律の専門家に相談する。病気もそうですけれども、何事も早期発見、早期対応が第一と考えます。困ったときに法律家の知識を活用するといった意識を学校に持ってもらえればと思っています。

○区長 ありがとうございます。

弁護士の方が学校に来て、長期間にわたっていろいろと学校の先生方にお話をするという事例もあると伺っております。専門外のこと専門家からの質問に答えるというのは大変困難を極めると思います。

古笛委員から法律の専門家として経験に基づいたお話をいただきました。ありがとうございました。学校における課題が多様化してきている中で、より迅速かつ的確な対応を具体的に考える際に参考にさせていただければと思います。

それでは次に、「教員の英語力について」、教育委員の皆様の御意見、あるいはお考えをお伺いしたいと思います。

この点についての御発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原教育長職務代理者 教育委員会では、昨年度から英語だけの環境に身を置く2泊3日の英語キャンプを実施しています。私も3回ほど英語キャンプの実施状況を見せてもらいましたので、そこで感じたことを少しお話ししたいと思います。

現在、新宿区では小学校にもALTを配置し、英語活動を取り入れています。2020年から英語が小学校5・6年生で正式に教科化され、3・4年生で必修化されると、教員がみずからの英語力をもとに指導しなければなりません。

小学校の先生方はこれまで、授業として英語を教える経験がありませんので、そこに指導上の懸念があります。しかも、この制度は今後、長期的に続けられ、外国語のニーズもますます高まってきます。そこで、子どもたちの英語力を育てるためには、それに先立って先生方の英語の指導力を育てていくことが必要です。そのために、これまでも教育委員会の席で、「まず先生に対するコーチが必要」と申してきました。

英語キャンプでの指導の様子を見ていますと、外国人にしても、日本の指導者にしても、よく子どもたちの空気・気配をつかみ、英語の世界にごく自然に溶け込ませ、興味を持たせ

る技術にたけています。各学校の授業で行われている外国人ALTたちの授業よりもはるかに手なれたテクニック・ノウハウ・経験を持っています。

具体的に言えば、コミュニケーションを取り始めたキャンプの最初のころこそは緊張感がありますが、午後になると、もう子どもたちは英語の世界に溶け込んで、みんなにぎやかに遊ぶ雰囲気が生まれていました。

こうした優れたリーダーなり指導方法を目の当たりにすると、先生方の指導力を育てるには英語キャンプに教員も参加してみることが効果的だと思います。ただ、それは予算などの制約で難しいかもしれません。

先生の参加が難しいとしたら、英語キャンプの指導者たちを招いた講座を開き、一人ひとりの先生がせめて2回くらいは参加して指導方法を伝授してもらおう。場合によっては、学校に来てもらってデイキャンプをするといった機会をつくらなければ、2020年の教科化に対応できない。あるいは、英語嫌いの先生が自己流に指導することで、英語嫌いの子どもたちが多数生まれかねないだろうと思います。これは極めて喫緊の課題だと思っております。

英語はコミュニケーションのためのツールなので、単に勉強的に理解するのではなく、相手と対話をしたり、意思疎通を図ったりする力を身につけて長い人生に役立て、また、その語学力でそれぞれの生きる範囲を広げるといった気持ちが必要だと思います。そのためには、そうした指導力のある人の授業ノウハウをまず教員が見なければ始まらない。教員が自己流で指導すると多くの子どもたちが英語嫌いになってしまう。

それでまずは、英語って楽しいなと思えるように、みんな一緒になって学び、違う国の言語に親しむことで、いろいろな興味や関心のごく自然に広げられていく、そういった指導方法を先生方が身につけられる機会を、それなりの頻度をもって、提供しなければならないと感じています。長い目で見て、決して高い投資ではありません。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

ほかに御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○古笛委員 教育委員会で子どもたちの英語力について意見交換をするときには、私たち大人の英語力のお話をすることがあります。

私は英語が苦手でしたので、苦手なりにどのような指導をすれば子どもたちが英語を好きになって、英語を学びたいという気持ちになるのかなといったところから考えています。

今回の総合教育会議に向けて、自分が学生のころにどのように英語の授業がされていたの

かを思い出してみました。

当時、留学経験のある生徒がクラスにいたので、その生徒が授業のときに教科書を読んでいたことを思い出しました。

そうしたことを新宿区に置きかえてみると、新宿にはいろいろな国の方、ルーツをもつ子どもがいます。そうした子どもたちが外国語活動でその力を発揮できるような機会をもつように工夫するなど、いろいろな指導の仕方を考えていくといいのではないかと考えています。

教員に英語力をつけてもらうということは大事なことです。現在の小学校の教員は養成課程に英語が含まれていないので、生きた英語の指導力をすぐに身につけられるかということ、そこには難しい部分もあると思っています。

先ほど、地域協働学校のお話がありましたが、地域には海外での生活経験のある保護者も多くいると思いますので、英語の指導についても地域の力を活用した指導といったことを考えてもいいと思っています。

その一方で、教員にはどのようなことをしてもらいたいかということを考えると、外国語を語学の勉強として捉えると嫌だと思ってしまいますが、コミュニケーションのツールとして考えると、海外の歌手がどのようなことを歌っているのか知りたくて英語を学んだり、外国の文化を知りたくて、その国の言葉に興味を持ったりすることもあるので、そうしたきっかけを先生が与えてくれるととてもいいなと思っています。

また、新宿区には海外勤務の経験をされている教員もいらっしゃるようです。そうした教員が海外に行こうと思ったきっかけや、外国語でコミュニケーションをとらなければならない状況でどのように過ごしてきたのかといったことを話してくれると、子どもたちが外国語を身近に感じて興味を持ってくれるのではないかと思います。

また、英語を楽しく学ぶといった観点で参考になるのは、大人が英語を学ぶ際に、英語でラジオ体操をしてみたり、料理を習ったりといった方法も最近はあるようです。子どもたちがさまざまな教育活動で英語に触れる機会を設ける取り組みも効果的かもしれません。

教育委員会としては、英語の教科化に向けて、子どもたちだけではなく、教員も含めて英語を楽しく学べる取り組みを進めていきたいと考えています。

○区長 ありがとうございました。

「教員の英語力について」、教育長のお考えも伺いたいと思います。

○酒井教育長 「教員の英語力について」は、羽原教育長職務代理者からもありましたように、2020年から英語を小学校5・6年生で外国語学科として学びます。それから、小学校3・4

年生では外国語活動として授業を行っていきますので、しっかりとした準備をしていかなければなりません。

当面は、教科としての英語については、5・6年生の増えた部分の授業時数をどのように確保するかといったことが大きな課題になっています。その課題に対する対応を考えていかなければなりません。教育委員会では、現在の年間35時間を超えた部分の英語の授業時間を全て45分単位の中でとっていくことが困難な場合は、授業1単位を10分から15分程度に区切り、週3回から5回の授業を行うモジュール授業を5・6年生に導入することを想定しており、一部の学校で既にモデル的に実施をしています。

モジュール授業では、朝の時間などを活用して一斉に実施することから、ALTを必ず配置できるわけではないため、教員が自らの英語力をもとに指導しなければなりません。そうしたことから、担任がどのような授業を行っていくのかということもあわせて考えていく必要があります。

昨今の学校の現状を踏まえると、教員が学習指導要領を見て、一から指導方法を考えるというのは難しいことと思っています。そのため教育委員会としては、学年に応じた効果的な指導方法、例えば、低学年では英語の歌に触れるなど、子どもたちに英語への興味・関心をもたせるよう指導をしていくことが大事だと思っています。

○区長 ありがとうございます。

ほかに御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

教員の英語力についての御意見をいただいております。

私も今回の学習指導要領改定における英語の教科化は、学校現場に大きな変化をもたらすものの一つであると思っています。教育長の発言にもありましたとおり、5・6年生の授業時数の確保や、教員自らが行う英語授業の指導方法など、英語の教科化に向けた体制をしっかりと整えていく必要があります。

基本的な指導方法を確立していくこととあわせて、ICTを活用するなどして、子どもたちが英語に触れ、楽しく学ぶことで語学力の定着につながるような工夫を教育委員会と調整を行いながら対応していきたいと考えています。

それでは次に、「教員の労働環境の改善策について」、教育委員の皆様御意見、お考えをお伺いしたいと思います。その前に、前回の総合教育会議の際に説明のありました教員の勤務実態調査について結果が出たと伺っておりますので、事務局から御報告をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料を配布させていただきます。

[資料配布]

○教育指導課長 それでは、「教員の勤務実態調査について」の結果について、御報告をさせていただきます。

最初に、調査の概要です。

調査日程は、平成29年6月26日から7月2日の7日間で行いました。中学校は、この時期、定期考査を実施しており、部活動がない状況でした。そこで、1週間ずらして、平成29年7月3日から7月9日の7日間で行いました。

調査規模といたしましては、校・園長と副校・園長は全員を調査対象といたしました。教員については、小学校3校、中学校2校、特別支援学校1校、幼稚園3園を、学校規模、地域バランスを考慮してサンプル校として抽出し、調査を実施いたしました。今回の調査は、勤務内容の報告を含むなど、回答する教員への負担を考慮し、全数調査ではなく、今回のようなサンプル校の調査といたしました。

調査対象者は、校・園長、副校・園長85名、教諭135名の、合計220名でした。

なお、勤務時間については、サンプル校における多くの勤務時間が8時15分から16時45分で、45分の休憩時間を含むものでありました。一部の学校では8時10分から16時40分、特別支援学校は8時30分から17時というのが勤務時間となっております。

それでは、調査結果について見ていきます。

1 ページの2「調査結果の概要」の(1)をご覧ください。

その表に示しておりますように、小学校の校長が58時間42分、副校長が68時間35分、教諭が57時間53分でした。中学校も同じように、校長、副校長、教諭というように今回の調査結果をまとめさせていただきました。さらに、本区での特別支援学校と幼稚園の結果についても示しております。

国の調査では、調査の回答時間、小学校が64分、中学校では66分を一律に差し引いておりますが、区の調査ではそのような操作は行っていません。

また、1週間当たりの勤務時間は38時間45分となっております。

今回の調査結果を見ていきますと、小学校、中学校の状況は、平成29年4月に公表された文部科学省の結果と同様な傾向を示すものとなっております。表には参考までに文部科学省の結果も掲載させていただいております。

続いて、2ページをご覧ください。

こちらは、今回の調査結果の内容を平日1日当たりの学内実働勤務時間についてまとめさせていただいたものとなっております。1日当たりの勤務時間を知る表として御活用いただければと思います。

続いて、3ページをご覧ください。

ここでは、校・園長、副校・園長、教諭の学校内における1週間当たりの実働勤務時間の実態を分布で示しています。出勤から退勤までの時間から実際の休憩時間を引いたものの土日を含む1週間の合計の時間の分布となっております。結果として、校・園長は50時間から55時間未満、副校・園長は70時間から75時間未満、教諭は50時間から55時間未満が最も多い分布を示す結果となりました。

続いて、4ページをご覧ください。

こちらは出勤時間の分布をあらわしております。職層ごとに各時間帯に出勤したものを曜日別にあらわしたものとなっております。校・園長は7時30分から7時59分、副校・園長は7時から7時29分、教諭は7時30分から7時59分の出勤が多い分布結果となりました。

続いて、5ページをご覧ください。

こちらは、職層ごとに退勤した各時間帯を曜日別に分布を表わしたものとなっております。校・園長は17時から17時29分が最も多く、次に18時から18時29分となっております。副校・園長は20時から20時29分が最も多く、次に21時30分から21時59分となっております。教諭は17時から17時29分が最も多く、次に多い分布としましては19時から19時29分という結果となりました。

次に、6ページをご覧ください。

こちらは学校外、主に自宅における業務時間を職層ごとに表わしたものとなっております。今回の調査期間においては、平日において約22%に当たる教員が、実際には教諭となりますが、学校外で業務を行っていることがわかりました。

続いて、7ページをご覧ください。

こちらは、教諭の平日における学校内での業務内容についてまとめたものでございます。

まず、小学校です。

①平日1日当たりの学校内における業務内容の内訳を見ていきます。最も多いのが「授業」、続いて「授業準備」、次に「生活指導」と続きました。

②をご覧ください。勤務時間前、8時以前の業務内容の内訳を見ていきます。最も多いものが「授業準備」、続いて「朝の業務」、「学年・学級経営」、「学校経営」と続きました。

③勤務時間中、8時から17時の業務内容の内訳をご覧ください。内容としましては、「授業」、続いて「生活指導」、「授業準備」と続きます。

最後、④勤務時間後、17時以降になりますが、業務内容内訳は、「授業準備」、「成績処理」、そして「学校経営」と続きます。

8ページをご覧ください。こちらは同様に、中学校の結果があります。

こちらは、特徴的なところでは、④勤務時間後、17時以降の業務内容の内訳で、「成績処理」、「授業準備」に続き、「部活動」が多い結果となりました。

9ページをご覧ください。こちらは特別支援学校です。

特徴的なところでは、業務内容に「授業補助」が入っています。

10ページをご覧ください。幼稚園になります。

特徴的なところとしましては、④勤務時間後、17時以降の業務内容に、「事務（その他）」、「保育準備」、「学級経営」に続き、「記録の整理」があることです。

続いて、11ページ、12ページをご覧ください。こちらは学校外での業務内容内訳についてまとめたものとなっております。

平日と休日それぞれに内訳を示しております。小・中・特別支援学校では、いずれも授業準備が最も多い結果となりました。また、幼稚園は記録の整理と保育準備が多い結果となりました。

なお、今回お配りしました資料に記載はございませんが、中学校の部活動に従事している時間を見ると、平日5日間の合計としては3時間と4時間30分の分布が多く、休日（土日）2日間の合計では4時間の分布が多い結果となりました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○区長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました今回の調査結果を踏まえた教育委員会の御意見、お考えをお伺いしたいと思います。

御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原教育長職務代理者 教育指導課長から調査結果の概要の説明がありましたが、過重労働が構造的になっていることが最大の問題だと思っています。教員の過重労働や、ゆとりのない生活、これは家庭内の問題にもかかわり、働く意欲の低下につながります。何よりも授業内容に影響して、教育レベルの低下を招くことに懸念があります。ということで、長時間労働が当たり前になっている状況をもう一度、基本から考え直す必要があります。

新宿区の場合、教員は、小学校では1日当たりの勤務時間が11時間8分、時間外勤務が1カ月76時間32分、中学校では1日当たりの勤務時間が11時間57分、時間外勤務が1カ月で102時間29分。これは相当に過重な労働に当たります。

文科省のこの時間外労働の調査は3回ほど行われていますが、1966年の調査では、月約8時間の残業時間、2006年の調査では1日平均約2時間で、先ほどの2016年の調査では週60時間以上が、小学校で33.5%、中学校で過半を超える57.6%というハードな数値が出ております。

労基法では、1日8時間労働、学校では休憩時間を含めて8時間半の労働になっていますが、副校長の場合、毎日4時間以上、先生で2時間半から3時間半の超過になっています。

文科省の調査結果も比較的新宿と似たような結果でした。先日発表された東京都の勤務時間の調査でも、過労死ラインとされる在校時間が週60時間以上の教員が小学校で37.4%、中学校で68.2%という結果になっております。

要は、過重労働が恒常的、構造化しているということです。

OECDの調査では、小学校の教員が、労働時間のうち「授業」に充てられる時間が、加盟34カ国の平均で49%。労働時間の半分は授業に充てられています。ところが、日本ではそれよりも10%も低い39%、中学校では32%、高校では27%という結果になっております。働いている時間の割に授業に充てられる時間が少ないという統計です。東京都の調査でも、授業に充てられる時間をほかの仕事にとられています。

法的に見てみますと、過労死ラインは亡くなる1カ月前の超過勤務が100時間以上。一般的には、月80時間の超過勤務が過労死ラインとして健康との因果関係が問題視されます。これを1日当たりで見ると、4時間の超過勤務をすると11時間45分の労働時間になります。新宿区の場合は平均して11時間を超えているので、論理的には過労死問題が出る可能性があり、健康との因果関係で問題となる寸前の状況にあります。

もう一つつけ加えますと、明星大学の樋口修資教授の文献によると、週60時間以上の長時間勤務は月平均80時間以上の時間外勤務に相当する、これは過労死ラインを超過する深刻な長時間勤務に該当すると言っております。これが先生方のメンタルヘルスへの影響になり、また、休職を強いられているような精神疾患のベースにもなっているという指摘がございます。

通常、週40時間の労働で、それを超える勤務については、いわゆる36協定で定め、時間外勤務手当を出すことになります。ただ、教員の場合は時間外勤務手当はなく、そのかわりに

教職員調整手当として給料の4%が上乘せされているという制度下で働いております。

小生が申したいのは、賃金の問題などではありません。基本は、先生の過重労働による疲れ、ストレス、やる気や能率の低下、家庭での役割不能などの事態を招き、社会体験などの機会をそぐなどして、結果的に授業の質を低下させ、子どもたちの学力や生活指導などに影響することへの懸念です。しかも、働くという作業は長期に継続するものであり、追い詰める結果を招くと大きなマイナスにつながっていきます。

先生方にとっては、一部に、超過勤務は当たり前、教育現場を預かる以上やむなし、みんな昔からそうしてきた、などとの考えがあるかもしれません。しかし、若い先生が増えてきている今、労働に対する意識は変わってきていますし、経験の乏しい若い先生ほど授業準備や校務の対応に時間を要します。これは頑張らなければいけませんが、かといって従来のように、先輩たちはみんなこうやってきたといった論法は通じません。

それに、以前なら夏などに休暇をとることも普通でしたが、昨今は夏など授業のない時期に研修や部活、登校日なども増えています。土曜・日曜日を使った部活、対外試合などもあり、学校参加の地域活動も盛んになってきています。せめて先生方も帰れるときには帰り、ときには長時間でも頑張るというメリハリのついた、意欲を持続させて仕事に当たれるという働き方をしてもらいたいと思っております。

過重労働が構造化している先生方の働き方改革ですが、従来は、文科省の指針が示され、都教委がこれを補充しつつ区教委に通達、区教委は概して各学校長に現場での改革を委ねる。その動きは各学校で行われますが、その成果や問題点は全体的に十分把握されていない。したがって、その責任の所在もなかなか明確にならない。

今度、各学校にタイムレコーダーを設置することを考えていると聞いておりますが、その程度で改まるか、疑問です。また、退勤時間を早めると、家庭に持ち帰る仕事が増える。あるいは、成績などの資料類は校外に持ち出せないといった制約もあります。

文科省の2018年度の概算要求を見ますと、1つは学校教職員の勤務時間の管理の強化。2つにチームとして学校の実現。これは専門スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、事務作業サポーター、あるいは、部活の指導員等を導入していきたいという要求です。それから、3つ目が、学校の指導運営体制の効率化。こんな3分類で予算要求が出されているようです。

したがって、先ほど申しましたように、タイムレコーダーを設置するのも一つですが、そういう範囲にとどめないで、もっと総体的な改革を進めなければならないだろうと思います。

都教委は、これから当面の目標として、1つ、週の在校時間が60時間超の教員をゼロに、2つ、土曜・日曜のどちらかを休日に、3つ、午後7時の一斉退校などを学校現場に徹底すると言っております。

いろいろ難しい問題を抱えますが、区の教育委員会としても改革にどう取り組むか、相当に知恵を絞らなくてはならないでしょう。現場の学校長、また、先生一人ひとりの意識の改革、学校全体の工夫なども極めて重要で、中途半端にお茶を濁すわけにはいかないでしょう。

新宿区としても、これまでも支援員やボランティアの応援、区費による事務的補助の非常勤職員、臨時職員の配置といった配慮をしていただいております。感謝すべきことは多々ございます。今後もさらに部活指導の外部リーダーの活用、学校諸事務処理の要員増強などの対応策が必要になってくるでしょう。

こうした陳情で発言を終わらせていただこうと思います。

○区長 ありがとうございます。

そのほか、この点について、御発言のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

○星野委員 私も小児科医ですので、教員が子どもたちのためという気持ちで働くことはよく分かります。こうした気持ちがあるからこそ、長時間労働になりがちな労働環境であっても教員を続けられるのではないかと考えています。

しかしながら、先ほど羽原教育長職務代理者からもお話がありましたが、長時間労働は身体的・精神的な健康に大きく影響を与えることが研究などで明らかになってきています。

教員の勤務実態調査の結果から、新宿区の教員は全国平均とほぼ同程度の勤務時間といった結果が出ていますので、教育委員会としても、こうした状況の改善に向けた検討を進めていかなければならないと思っています。

ただ、教員の業務についてはそれぞれ分担が異なり、今回の調査結果をもとにした、個別で具体的な対応策の検討にはもう少し時間が必要になります。とはいえ、こうした状況をそのままにしておくことはできません。

それでは、教育委員会として何ができるのか。それは、教員に対して、長時間労働が心身に与える影響を周知し、恒常的な長時間労働をしないよう働きかけていくことだと思います。

教員の職場における文化として、長時間労働が当たり前といった雰囲気があるといったお話もありますが、こうしたところから変えていくことが必要だと思います。

また、新宿区ではスクールカウンセラーなどを初めとする専門性をもった人材も多く学校にかかわっています。こうした人材の力を学校運営により活用し、教員の負担を軽減した事

例を周知していくことも効果的ではないでしょうか。

子どもたちを大切に思う教育活動は、教員の心と体が健康でなければ続けていくことはできません。教員には、まず自分を大切にしなければならぬということを改めて考えてもらいたいと思います。

○区長 ありがとうございます。

ほかに御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○古笛委員 教員がなぜ長時間労働になりがちなのかといった観点からこの問題を考えていくと、超過勤務手当がないという教員の給与体系によって労働時間を管理するといった考えが薄らいってしまったことにもあるのではないのでしょうか。

現在では、労働基準として過労死ラインが決められていて、健康との因果関係も認められています。

そうした状況では、長時間働いて子どもたちのことを考えてくれるのがいい教員だ、という考えから、一定時間を超えて教員に働いてもらうことはよくないことだという意識を社会全体に持ってもらうことが大事ではないでしょうか。

そして、教員に対しても、1カ月に80時間を超えて残業することはよくないという意識を持ってもらうことが大切です。子どもたちのために働きたいという教員に対しても、気持ちは分かるけれども、80時間は超えないようにと働きかけを徹底していかなければなりません。

そのためには、まず教員一人ひとりの具体的な勤務時間を把握する仕組みが必要になります。今回の調査では、1週間当たりの個別の勤務時間の把握のために勤務時間管理表を作成し、集計しましたが、非常に手間がかかったと伺っています。超過勤務を削減するための取り組みによって、さらに負担が増えてしまうのは本末転倒です。

最近では、民間企業での過労死が問題となっていますが、個人の労働時間を把握していないという状況は、労働法の視点からも早急に改善していく必要があると思います。

自分の労働時間を具体的に把握していなければ、月の残業は80時間を超えないという意識を持つこともできません。そうした点から、直接的には負担の軽減にはならないかもしれませんが、タイムレコーダーを導入するなど、教員個人の勤務時間を効率的に把握する仕組みを導入していく必要があると思います。

まずは、具体的な労働時間を把握することから始める。そして、それをもとに業務の効率化やメリハリをつけた仕事の仕方への意識をもつよう働きかけを行っていく必要があるのではないのでしょうか。

○区長 ありがとうございます。

それでは、「教員の労働環境の改善策について」、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○酒井教育長 教員の労働環境の改善策については、教育委員会としても対応を進めていかなければならない、喫緊の課題だと考えています。

先ほど、羽原教育長職務代理者から細かいデータ等に基づいた御発言がありました。今お手元に教育指導課長がお配りした資料でも、1週間で38時間45分が所定の勤務時間ですから、副校長は58時間ということで、週当たり30時間の時間外勤務をしている。1カ月だと120時間というような状況ですので、考えさせられるものがあります。

なおかつ、資料でお示ししているのは、平均化したものです。個々具体的な校務については、平均すると小さな時間になってしまいますけれども、人によって分掌している校務が違うため、今回の調査結果からはなかなか個人の業務が見えてこないところがあります。

今後、教員の勤務実態調査を踏まえて、教育委員会に事務局職員と学校の代表で構成する検討組織を設置します。

各委員からも効率的な業務執行や時間外労働に対する教員の意識改革が必要だという御発言がありましたので、検討組織において、教員の勤務環境や効率的な校務執行の意識づけなどについて、緊急に対応すべき課題と、今後を見据えて考えていくべき課題を整理しながら検討していきたいと考えています。

また、本日御議論いただいた法律専門家による学校支援や教員の英語力の指導力向上に向けた取り組みなどを重ねることが教員の負担軽減に寄与するということも考えております。こうした取り組みについても、検討組織で検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○区長 ありがとうございます。

ほかに、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

教員の労働環境については全国的にも大きな課題となっておりますが、長時間労働につながっている実際の原因はさまざまであると思います。

先ほど教育長の御発言にもありましたが、教育委員会事務局と学校の代表で構成する検討組織において課題を検討されるということですので、その結果を見ながら、今後、必要な対応をとっていききたいと考えています。

それでは、御提案のあった5つの論点についての議論は以上とさせていただきますが、こ

これらのテーマ以外に御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○**今野委員** 冒頭で御提案をしたテーマではありませんけれども、学校施設の計画的な整備についてお話ししたいことがあります。

教育委員として学校訪問をよくしますけれども、新宿の歴史をあらわすように、古い校舎が多くあるなど思っておりました。

そうした思いがありながら、ことしの3月には、統廃合以外の建てかえとしては、平成5年3月の落合中学校以来となる愛日小学校の新校舎が竣工しました。落成式にも伺いましたけれども、校庭は50メートル走路がとれないなどの問題もありますが、校舎は機能的になり、とてもよくなったと思いました。学校からは、新しい校舎のもとで教育指導上の新たな試みをしたいという話も聞きました。

施設の整備やハード面に係る条件整備ですが、ソフトとしての教育の可能性を広げることにもつながるので、重要な課題だと考えております。

とはいえ、予算や建てかえ期間中の代替校舎の確保、大きくは建築法規上の問題などもあることから、古い校舎ならすぐに建てかえるということも難しいとは思っています。

そうした点も踏まえて、教育ビジョンの素案では、公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別計画の策定を掲げています。各施設の状態を把握し、より長く学校施設を利用できるよう、適切な予防・保全をしていきたいと考えています。

しかしながら、施設の長寿命化に向けた予防・保全を行ったとしても、いずれは施設の寿命が来ます。そのため、児童・生徒数の将来予測などを踏まえた小・中学校施設の今後のあり方についても、施設の長寿命化とあわせて検討していきたいと思っています。検討に当たっては、現在の建築基準法への適合など、整理していかなければならない課題もありますので、しっかりと考えていく必要があると思っています。

区立学校施設の計画的な整備については、今後も区長と一緒に考えていければと思っております。

以上でございます。

○**区長** ありがとうございます。

今野委員から学校施設の整備に関する御意見をいただきました。

新宿区子どもたちが成長の過程で学び、そして友人とともに多くの時間を過ごす学校がその場としてふさわしいものであるように、皆さんの御意見を伺いながら、一緒に学校施設に関して考えていきたいと思っております。

それでは、他に御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○区長 それでは、本日の議論を振り返って、教育長から御発言をいただきたいと思います。

○酒井教育長 本日はありがとうございました。

本日は、「地域協働学校の運営支援体制について」を初め、6つのテーマで区長と意見交換をさせていただきました。これらのテーマは、これからの新宿区の子どもたちの育ちを考えていく上で、とても重要なものだと考えています。

「外国籍・ひとり親・困窮・障害・学力などについて」では、外国籍の方への対応という点で、近年、非漢字圏の方が増えている状況があります。漢字がどういうものなのかといったところから教え始めなければいけないということで、どのようにしたら効率的にできるのか、考えていかなければならないと思っています。

今考えているのは、多文化共生プラザにお越しになっている方々にどのように日本語を学んできたのかといったお話を伺うとともに、コミュニティの中で日本語のできる人ができない人に教えるといったことができないかと思っています。

また、「学校における法律専門家による支援体制について」では、古笛委員のお話で、弁護士の中には学校の支援をしたいと考えていただいている方もいらっしゃるということです。これまでの弁護士による対応と訴訟を結びつけた考えから、弁護士による支援によって早期解決を図るといった意識を学校が持つよう働きかけていきたいと思っています。

今野委員から御発言のあった「学校施設の計画的な整備について」は、今後の子どもの人口推計や学校に求められる設備、学級編制基準などの動向や、学校施設の個別の状況など、考慮・検討する点が多分にありますので、現状をしっかりと把握しながら慎重に検討を進めていきたいと思っています。

このほか、本日の総合教育会議ではテーマとならなかった教育課題についても教育ビジョンの素案としてまとめ、現在、パブリックコメントを実施し、広く御意見を伺っているところです。

教育委員会としては、本日の議論や区民の皆様からの御意見を踏まえ、これからの10年間をしっかりと見据えた教育ビジョンを策定し、区長と思いを共有しながら教育行政を推進していきたいと考えております。

○区長 ありがとうございます。

本日は6つのテーマについて、教育委員の皆様から多くの御意見をいただきました。

教育長のまとめの発言にもございましたが、どのテーマもこれからの新宿区の教育を発展させ、また、全ての子どもたちが未来に向かって希望と輝きを持ち、育っていくことを考える上で、非常に重要で、欠かせないテーマだと思っています。

時代が変わり、学習指導要領も新たなものになることで、子どもたちを取り巻く環境や、学校に求められることにも、少しずつ変化が生じてくるだろうと思います。

とはいえ、地域の中に学校があり、そこには子どもたちの笑顔があふれているという場面は昔から変わらず、普遍的な光景であるべきです。

「子どもたちのために自分がやれる範囲の活動から始めてみる」というちょっとした一人一人の活動が積み重なり、それが大きな地域の力となって、子どもたちだけではなく、保護者、教員、学校を支え、包み込む力に変わることができたらと思います。

私は、総合教育会議で、皆さんと議論を交わす中で、そのように深く考えさせられると同時に、その笑顔のために何ができるかということを念頭に置きながら、これからの10年間で目指すまちの姿を示す新たな総合計画、及び平成32年度までに優先的に推進していく事業を掲げた第一次実行計画の策定を進めてまいります。

子どもたちが心豊かに成長していくために、本日いただいたさまざまな意見を踏まえ、教育委員会との連携をより一層強化してまいります。

◎ 閉 会

○区長 それでは、本日の議事は以上とさせていただきます、これをもちまして平成29年度第2回新宿区総合教育会議を終了いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございました。

午後 4時26分閉会